

第百九十八回国会
衆議院
財務金融委員會會議錄 第五号

平成三十一年三月一日(金曜日)
午後八時四十分開議

出席委員

委員長 坂井、学君

理事 井林 辰憲君 理事 越智 隆雄君

理事 武部 新君 理事 寺田 稔君

理事 藤丸 敏君 理事 川内 博史君

理事 緑川 貴士君 理事 竹内 譲君

理事 穴見 陽一君 井上 貴博君

石崎 徹君 今枝宗一郎君

神田 憲次君 小泉 龍司君

國場幸之助君 斎藤 洋明君

鈴木 隼人君 武井 俊輔君

津島 淳君 土井 亨君

中山 展宏君 本田 太郎君

牧島かれん君 三ッ矢憲生君

宗清 皇一君 山田 美樹君

義家 弘介君 今井 雅人君

末松 義規君 高木 鍊太郎君

佐藤 公治君 古本伸一郎君

前原 誠司君 伊佐 進一君

宮本 徹君 丸山 穂高君

野田 佳彦君 青山 雅幸君

鷺尾英一郎君

内閣総理大臣 安倍 晋三君

財務大臣 麻生 太郎君

財務大臣(金融担当) うえの賢一郎君

財務副大臣 伊佐 進一君

財務大臣政務官 星野 次彦君

政府参考人(財務省主税局長) 眞鍋 純君

政府参考人(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(防衛省大臣官房政策立案 辰巳 昌良君
総括審議官)

政府参考人
(防衛省地方協力局長) 中村 吉利君

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第三号)

○坂井委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案
を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務
省主税局庁長星野次彦君、国土交通省大臣官房審議
官眞鍋純君、防衛省大臣官房政策立案総括審議官

辰巳昌良君、地方協力局長中村吉利君の出席を求
め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○坂井委員長 これより内閣総理大臣出席のもと
質疑を行います。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま
す。川内博史君。

○川内委員 総理、財務大臣、お疲れさまでござ
います。十二分という短い時間でございますが、
質問を何点かさせていただきたいというふうに思
います。

委員の先生方のお手元に、財務省におつくりい

ただいた資料を配付をさせていただいております
けれども、軽減税率約一兆一千億の、各所得階層
別、収入五分位別に減税恩恵額を試算していただ
いたものでございます。

この結果、三段目、国から見れば軽減税率の
減収見込み額、すなわち国民から見れば恩恵額に
なるわけでございますけれども、所得の低いところ
から五つの階層でその恩恵額を試算をしていた
できました。一番低い低所得の世帯、それから一
番所得の高い世帯、約倍の開きがある。

総理、この軽減税率一兆一千億というのは、総
合合算制度をやめて、総合合算制度四千億、低所
得世帯への四千億の恩恵をやめて軽減税率をとつ
た。しかし、低所得世帯へは、その恩恵額は四千
百三十億円という試算になっております。

四千億行くはずだったのが四千四百三十億しか行
かないというのが、この軽減税率のある種の試算
である。私は両方採用すればよかったと思います
よ。しかし、どちらか一方ということで軽減税率
を採用された。

これは、結局、所得の再分配がうまくいかず
に、軽減税率は逆進性を助長してしまっているとい
うことになるのではないかとこのように思いま
すが、この試算結果を見ての総理の御見解をお尋
ね申し上げます。

○麻生国務大臣 御指摘のこの試算というものは、
週日この委員会、川内先生の方からの審議
において、一定の仮定を置いたいわゆる資料作成
の指示をいただきましたとして作成をさせていただ
いたものがこの資料の背景です。

具体的な予算ベースの軽減税率制度の実施に伴
う減収が約一兆一千億程度、家計調査における総
世帯の年間収入五分位の、いわゆる階級別にし
て、軽減税率対象の消費支出の多寡で機械的に案
分をさせていただいたというものであります。

この試算で、収入が高い層ほど軽減税率の減収
見込み額の配分額が大きくなっていると言えま
すが、これは収入が高いほど消費支出が大きい
ためであり、また、収入が高いほど一世帯当
たりの人数が多いということも、下に出ていま
す三・二七と一・三〇、こういったことによりま
して、軽減税率制度の逆進性の改善につながら
ないということにはならないのではないかと
思っております。

そもそも軽減税率により逆進性の緩和は、
収入に対します消費税負担の割合で見るとい
うのが適当だろう。割合、額ではなくて。

軽減税率の対象品目につきましては、低所得者
ほど収入に対する消費支出の割合が高いとい
うことになっております。酒類、外食を除く食料品とい
うことに、きちんと食料品というものにばさ
と決めております。これによって、収入に対する消
費税負担の割合については、低所得者の方が高
所得者よりも大きく引き下げられることができ、消
費税の逆進性の緩和につながる、そう考
えております。

また、総合合算制度の話でありますけれども、
これは、負担の上限を年収の一定割合とする
といったことが想定をされていたんですが、
具体的には、対象の所得階層についてはあの
当時は決まられていなかったというのが御記憶のとおり
だと思います。したがって、御指摘の年間収入
五分位階級別の試算の値と総合合算制度の
所要額というのを比較するのは、これは前提
条件が違っておりますので、難しいと思
っております。

いずれにしても、総合合算制度は、消費者にと
りまして痛税の緩和の実感につながらない
点。また、必要な所得とか、また資産の
把握というものがマイカードを使いましても
難しいといったことから、低所得者対策
としては導入は困

難と考えて、今回この採用をさせていただいたというように御理解いただければと存じます。

○川内委員 麻生大臣からるる御説明をいただいたわけですが、この表を見れば、一兆一千億円という財源がどのようにどの階層に行くのかという傾向は、機械的な試算であつても明白になつていくというふうに思います。

低所得の世帯に対する支援、要するに、世帯の人数についても、麻生大臣、言及になられましたが、結局、高齢者のひとり暮らし世帯とか非正規で働く若者の世帯とか、そういうところはどう支援をしていくかということが、日本の経済にとつても非常に大事な局面である中において、その一兆一千億が、結局、消費税の逆進性ということよりも世の中の逆進性を助長している、格差を拡大している結果になつている、一兆一千億の財源がです。それを私は指摘をしているわけでごいまして、総理にお答えいただけたかったのが残念ですが。

もう一点、今度は総理しか答えられないことなんでしょうけれども、きょう、玉城デニー知事とお会いになつていらつしやうと思います。そこで、普天間の危険性の除去ということも御発言を総理はされているんですけども、普天間の危険性の除去というときに、亡くなられた翁長知事は、飛行場が危険なんじゃないんだ、その飛行場にいるヘリコプターや飛行機が危険なんだ、住宅地の上を低空で飛び回り、そして窓から物が落ちてくる、窓から物が落ちてくるんじゃないかと窓が落ちてくるということもあつた、そういうことをなくしてもらいたいんだということをおつしやつていらつしやつたわけですが。

普天間の危険性の除去、だから辺野古をつくるんだということであれば、普天間の危険性の除去、これは、辺野古は、いつできるかわからない、幾らかかるかわからない、そして、辺野古ができたとしても普天間が返ってくるかどうかはわからないというのが防衛大臣の見解ですから、だったらば、まず飛行機の危険性を除去する、

すなわち日米地位協定の改定を、せめてアメリカの国内と同じように、低空飛行訓練は誰もいないところでやつてね、住宅地の上は飛ばないでねというふうな日米地位協定の改定をまず申し込んでいらつしやうというのであればまだ納得できるけれども、何もしないでいて、ただ普天間の危険性の除去という言葉をお使いになられるのは、辺野古を強引に押し進めるための方便としか私は思えないんです。総理の見解を聞きたいと思ひます。

が、まさに普天間基地を全面返還し、そして辺野古に移設すれば、今申し上げましたように危険性も負担も大幅に軽減される、このように考えております。

然環境に最大限の配慮を払うため、約五年間にわたる環境影響評価を行つています。その際、沖縄県知事からは、合計六度、千五百件以上に及ぶ意見をいただき、これを全て反映しております。その上で、保護対象のサンゴについては移植し、また、国指定の天然記念物や絶滅危惧種に指定されている貝類、甲殻類なども移動させる方針であると承知をしております。

○安倍内閣総理大臣 普天間飛行場が世界で最も危険と言われるゆえには、周囲を住宅や学校で囲まれ、市街地の真ん中にあるということだと思ひます。

普天間飛行場から離陸する場合も着陸する場合も、飛行高度の高低にかかわらず、必ず市街地の上空を飛行することになります。また、このため、騒音被害も避けられず、住宅防音が必要な世帯は一万数千に上つています。

さらに、辺野古のサンゴです。これはしつこくして申しわけないです、辺野古のサンゴ。これは、総理、子供のサンゴは埋め殺されているんですよ。子供のサンゴ、ちっちゃなサンゴは埋め殺されているので、ちっちゃいサンゴというのは子供のサンゴなんです。これから大きくなるんです。それが埋め殺されていることだけは間違いないので、あそこサンゴは移植しているという言い方は不十分だった、あそこ移植対象のサンゴは移したよ、移植対象のサンゴをつけるべきだった、訂正するということだけは言つてくださいます。

具体的には、那覇第二滑走路の工事に伴い、小型サンゴ約三万七千群体の移植を行いました。既にこれに辺野古移設と同じ基準を当てはめれば小型サンゴ類十七万群体を移植する必要があります。つまり、三万七千ではなくて十七万群体を移植しなければならぬという、非常に厳しい、那覇第二滑走路と比べて厳しい基準で辺野古のサンゴの移植は行つていくということでもあります。

このような普天間の危険性を根本的に除去するためには、一日も早く辺野古への移設を進めていくことが必要であります。

具体的には、那覇第二滑走路の工事に伴い、小型サンゴ約三万七千群体の移植を行いました。既にこれに辺野古移設と同じ基準を当てはめれば小型サンゴ類十七万群体を移植する必要があります。つまり、三万七千ではなくて十七万群体を移植しなければならぬという、非常に厳しい、那覇第二滑走路と比べて厳しい基準で辺野古のサンゴの移植は行つていくということでもあります。

具体的には、那覇第二滑走路の工事に伴い、小型サンゴ約三万七千群体の移植を行いました。既にこれに辺野古移設と同じ基準を当てはめれば小型サンゴ類十七万群体を移植する必要があります。つまり、三万七千ではなくて十七万群体を移植しなければならぬという、非常に厳しい、那覇第二滑走路と比べて厳しい基準で辺野古のサンゴの移植は行つていくということでもあります。

辺野古への移設は、沖縄に全く新しい基地をふやすというものではありません。普天間が持つ三つの機能のうち一つに絞つて、かつ規模も大幅に縮小した上で移設するものであります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

これまで日米の首脳間における具体的なさまざまなやりとりをしてきたわけですが、累次の機会に、沖縄の負担軽減に関する日本政府の立場については説明してきたこととございますし、地元の方々の思いも伝えてきたところでございます。

その上で、もう何回も何回もサンゴについては御質問いただいておりますが、お答えをさせていただきますが、移設作業に当たっては、周辺の自然環境に最大限の配慮を払うため、約五年間にわたる環境影響評価を行つています。その際、沖縄県知事からは、合計六度、千五百件以上に及ぶ意見をいただき、これを全て反映しております。

その上で、保護対象のサンゴについては移植し、また、国指定の天然記念物や絶滅危惧種に指定されている貝類、甲殻類なども移動させる方針であると承知をしております。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

また、騒音も大幅に軽減されることになりまして、住宅防音が必要となる世帯は、現在は普天間においては一万数千世帯でございますが、それがゼロとなるわけでありまして、負担は大幅に軽減することになります。

一の総雇用者所得の推移を見ていただきたいと思いますが、こちら、総理の言うように、名目、実質で見てもプラスであります。そして、その下、そのプラスの要素は何であるのかを見ると、二〇一八年に三%近い急激な伸び率が生まれています。この要素の主体は何であるのか更に見なければ、三の六十五歳以上の男女、二〇一八年でも確かに伸びていますが、そのほかの月、そのほか

また平成三十年の内閣府の調査によれば、現在の生活に満足と回答した者の割合は七四・七％、これは過去最高となっております。まさにこの調査によれば、多くの方には景気の回復を実感していただいている、こう思います。

総理、余りお持ち合わせていないような気がして
 なりません。家計調査、実質GDPの算出基準も
 やはり怪しくなっているところがございしますの
 で、引き続き追及をしていきたいと思うんです
 が、まず、私の地元秋田とそして山口に配備が予
 定されているイージス・アショアについて最後に
 お尋ねをしたいと思っています。
 あくまで、限られた予算の中で、熟議を尽くし

まず、お話をさせていただきますと、これまでの我が国の弾道ミサイル防衛は、ミサイル発射の兆候を早期に察知をしてイージス艦などを展開させ、必要な期間、迎撃体制をとることを基本としてきました。こうした考え方のもと、政府としてイージス艦八隻体制であれば、二隻程度は一定の期間にわたって継続して洋上でBMD任務を履行し、我が国全域の防護が可能である、こう考え

てきたところでございます。

他方、北朝鮮は、移動式発射台、TELと言われておりますが、による実戦的な発射能力を向上させました。そしてまた、潜水艦発射型、SLBMを開発いたしました。この開発は、日本あるいは米国において予測していたよりも速いスピードで行われているわけでございます。これは残念ながら、事前にSLBMの発射は予測はできないわけでございます。発射兆候を早期に把握することは困難になってきております。

このような状況の変化などを踏まえれば、今後は二十四時間三百六十五日の常時継続的な体制を一年以上の長期にわたって維持することが必要であり、これまでの我が国の弾道ミサイル防衛のあり方そのものを見直す必要があると考えております。まさに、事態、状況の変化に対応して、私たちは国民の命を守る責任があるということであります。

また、現状のイージス艦の体制において、長期間の洋上勤務が繰り返される乗組員の勤務環境は極めて厳しいものとなっております。これに對して、イージス・アショア二基の導入により、我が国全域を、二十四時間三百六十五日、長期にわたって切れ目なく防護をすることが可能となりまして、隊員の負担も大きく軽減をされるわけでありまして、イージス・アショアを導入する方針には変わりはないところであります。

なお、イージス艦八隻体制のもとで二隻程度が洋上でBMD対応で展開するためには、イージス艦はほぼBMD任務に専従する形で運用をせざるを得ないということになるわけであります。他方で、そうした運用を行った場合、海洋の安全確保任務というイージス艦の本来の任務を実施することができず、また、そのための練度を維持するための訓練や乗組員の交代を十分に行うことができなくなると考えているところであります。我が国の周辺における警戒監視任務等の所要は大幅に増加しております。イージス・アショアの導入により、イージス艦を本来の任務や訓練に充て

られるようになり、我が国の対処力、抑止力を一層強化するものと考えております。

○緑川委員 だったら、なぜ、各国でまず議論する前にここで議論をしないんですか。計画の変更については、しっかりと議論していかなければならない。防衛計画の変更があるならば、ルールに基づいてしっかりとやっていただきたいというふうに思います。ローテーションの乗組員の負担軽減は、あくまで、イージス艦の洋上勤務での乗組員の負担は、やはりイージス艦の増強でしか防衛計画上はなし遂げられなかつたはずなんです。その変更があるならば、しっかりと伝えなければならぬというふうに思います。

地上のイージス・アショアは、秘匿性のある、機動性のあるイージス艦と比べて脆弱です。地上に露出をして、固定式で動かさません。

北朝鮮を想定すれば、ハワイ向けには秋田の上空をICBM、大陸間弾道ミサイルが通過する、そして山口の上空にはIRBM、中距離弾道ミサイルがグアムに向けて発射される、そのちょうど迎撃ポイントがこの山口と秋田なんじゃないんですか。アメリカ本国にとつては、防衛するための早期警戒、追跡レーダーとしての役割を担わされる。そういう中で、北朝鮮の抑止力としては邪魔な存在なんですよ、イージス・アショアは。

そうならば、この二カ所を狙ってくるそういうテロ行為、さらには、破壊工作、先制核攻撃のようなことに対して、そういう事態、地域にイージス・アショアを置かれることに対するリスク、一國の総理としてどのように認識されているでしょうか。最後にお答えください。

○坂井委員長 時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 当然、このイージス・アショアの存在というのは、北朝鮮が日本を攻撃しようというときに抑止力が向上しますから、北朝鮮にとっては邪魔な存在なんだろうと思います。それだけ効果があるんだろう、こう思っているところでございますし、いずれにいたしましても、

秋田と山口両県の皆様の理解を得るべく努力を重ねながら、この二県に配備することで日本全体をカバーできる、このように考えております。

○緑川委員 また議論させていただきます。ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、宮本徹君。

○宮本徹委員 日本共産党の宮本徹です。総理、本委員会で質疑してきて定かな答弁がなかった点について、まず伺います。

消費税の増税、複数税率化に伴い、インボイス制度が導入されます。財務省の見積りでは、免税事業者のうち百六十一万者が課税事業者となり、二千四百八十億円税収がふえる、一事業者平均で見れば課税売上は五百五十万、利益は約百五十万、消費税増税額は十五・四万円。利益百五十万で消費税の納税義務十五万四千円というのは大変大きいです。

問題は、消費税は価格に転嫁できるかなんですね。日本商工会議所の調査では、消費税が全部価格に転嫁できる、そういう見込みだと答えたのは、小規模な事業者ほど少ない、一千万円以下の事業者では約五割。事業者が消費税を価格に転嫁できなかった場合、年間の利益が百五十万円しかない中、十五万四千円の消費税をどうやって納めるのかというのを私は繰り返し聞きましたが、財務省からは、転嫁してもらうように頑張るといふ話しかないわけです。でも、現に転嫁できていない状態はたくさんあるわけですね。

ですから、きょうは、財務省は答えられなかったの、総理に答えていただきたいと思ひます。事業者が消費税を価格に転嫁できなかった場合、事業者はどこからお金を出してこの消費税を納めるんですか。

○安倍内閣総理大臣 消費税は、価格への転嫁を通じて最終的には消費者に御負担をいただくことが予定されている税であります。事業者の方々が消費税を円滑に転嫁できるよう環境整備を行うことが重要と考えています。

政府としても、消費税率引上げに際して、転嫁対策特別措置法に基づき、買いたたき等に対して公正取引委員会による指導、勧告を適切に実施をし、さらに、転嫁Gメンによる監視体制の強化を行うことにより、中小・小規模事業者の方々が不利益をこうむることのないよう関係法令に基づいてしっかりと対応してまいります。

○宮本徹委員 ですから、同じ答えて、転嫁できなかった場合どうするのかということですよ。きょうは、本委員会には元財務大臣でもあつた野田さんもしゃいますけれども、野田さんは財務大臣のとき、こう答弁されております。それは自己負担になるということです。これは私は正しい答えだと思ひますよ。

結局、消費税が価格に転嫁できなければ、事業者が身銭を切って支払うしかない、これが真実なんじゃないですか。総理、違いますか。

○麻生国務大臣 たびたび申し上げておりますけれども、このお話をずっとしておられますけれども、これは常に、滞納という話は消費税に限ったことではなくて、所得税でも滞納は起きます。

いろいろな税でそういったものは常に起きるものというのがある程度覚悟せねばいかぬのだと思ひますけれども、今、少なくとも、中小企業庁のを見ましても、全く転嫁できていないという回答は二・四％、消費者向け取引で四・二％という数字になっておりますので、事業者が消費税を適切に転嫁できていないという状況ではないというように、私どもは基本的に宮本先生とは意見が、そのところが大きく違つていふと思ひております。

○宮本徹委員 その同じ調査で、全て転嫁できていると答えているのは、この間も議論しましたけれども、BツールBで八七・三％、BツールCで七五・四％ですよ。一部転嫁できていない、あるいはいろいろな理由で転嫁していない、そういうところも含めれば、たくさんの方々が転嫁できていないというのは政府の調査でも厳然たる事実ですよ。

消費税が価格に転嫁できなかったら、どうやって事業者は税金を納めなきゃいけないのか。納税義務は事業者にあるんですよ、消費税というのは。所得税や法人税は、所得があったらかかりますけれども、消費税というのは、事業者が消費税を預かっていなくても事業者にかかるんですよ。利益百五十万円の事業者にとつて、消費税が転嫁できないということになったらどうなりますか。十五万円、生活費を削って納めるということになるわけですよ。そういう深刻な事態を引き起こすということを経理は自覚しているんですか。

○麻生国務大臣 滞納の話はされておられるんだと……(宮本(徹)委員 滞納の話じゃないです、価格に転嫁ができない場合と呼ぶ)座つてしゃべらないでください。立つてしゃべっていただかないと。ルールというふうになっておりますので、立つて。

○宮本(徹)委員 滞納の話をしてるんじゃないですよ。消費税が価格に転嫁できなかった場合のお話をさせていただいております。

○麻生国務大臣 だから、払えなかった場合は滞納になるわけですよ。

○宮本(徹)委員 払えなくなったら消費税は滞納になりますけれども、消費税を価格に上乗せしなかったら、それでも売上げがあれば、それに応じた消費税の納税義務は発生するわけですよ。そうすれば、どこからかその消費税を持ってくるしかない。どこから持ってくるのかといったら、利益を削ったり生活費を削ったり、こうやって納めるようになってるのが消費税の仕組みじゃないのかということをおっしゃっているわけですよ。

○麻生国務大臣 税金は、基本的にはそういうものだと思っております、私どもは。その上で答弁をさせていただかぬといかぬのだと思うんですけれども。

少なくとも、そういった形で滞納するとかいう形にならざるを得ない、百五十万円と十五万四千円の納税ができなくなるという話を前提にしておられますので、そういった一括納税というものが

困難というような相談があったとかいうことになった場合には、それは、個々の事情を十分に把握した上で、具体的な納税計画を約束して分割納付等々を認めるのは、これは法令に基づき適切に対応させていただくということになっておりますのは、ほかの税金と同じことだと思っております。

○宮本(徹)委員 ほかの税金とは消費税は全く違うんですよ。法人税も所得税も、自分に所得があつて、それで自分が納める納税義務があります。消費税というのは、預かった消費税を事業者が納税する義務があるんですよ。預かっていなくても納税する義務が発生するんですよ。ここは大変な問題なんですよ。日本商工会議所の調査でも、インボイス制度を導入したら免税事業者の一刻近くが廃業を検討すると答えているんですよ。そういうことをやっていいのかということが問われていると思ひますよ。

地域の住民の暮らしとして経済を支えている業者の皆さん、インボイス制度を導入すれば一刻近くの方が廃業を検討する、こういう道に、総理、進んでいいんですか。総理にぜひ答えていただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 転嫁対策のお話だと思ひますけれども、基本的には、民間事業者団体の認識等々を言っておられましたけれども、これは、消費税の引上げに対して価格への転嫁を行うということの重要性というのは申すまでもない話なのであつて、資金繰りの確認とか納税資金の確保等々について、これは事業者に対して注意の喚起を促していく、こういうことをしておかないとだめですよというふうなことになるのだと思ひます。

いずれにしても、事業者の方々が消費税を価格に転嫁できるようにするためには、消費税転嫁対策特別措置法というのが御存じのとおりだと思ひますので、これ等に基づいてしっかりと対応してまいらねばならぬところだと思ひます。

○宮本(徹)委員 私は、ですから、消費税、三十

年たつても転嫁できていない業者がたくさんいる、にもかかわらず消費税の納税義務が発生している、これを免税事業者まで広げたら大変なことになるといふ話を何度も繰り返していただいているのに、どういう大変なことが起きるのかという自覚が余りにもなさ過ぎますよ。こんなことで、複数税率化、一〇％増税、インボイス導入なんてとても認められないと申し上げておきたいと思ひます。

もう一点、お伺いします。消費税導入三十年ということで、消費税以外の国民の負担がどうなつたのかということ、きょう、資料をお配りさせていただいております。

この資料の一枚目の右側のグラフを見ていただきたいと思ひますが、これは政府税調に提出された資料を簡素化したものであります。所得税、住民税と社会保険料の合計の負担率、赤い線が消費税導入前、紺色の方の線が二〇一五年分です。角度がなだらかになるだけではなくて、低所得者は負担が大きくなつて、高所得者は負担が下がつたというのがこの三十年間の傾向なわけですよ。

これは、税と社会保険料の集め方として、総理、間違つていないんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 まず、税制について申し上げれば、所得税は累進税率の仕組みをとつておりまして、もとより所得再分配機能を有するものであります。昭和六十年代以降、税率構造の大幅な累進緩和が行われた結果として再分配機能が低下したことは否めないと指摘もあると承知をしております。このため、所得税の再分配機能の回復を図る観点から、最高税率の引上げ、金融所得課税の税率引上げ、給与所得控除の見直し、基礎控除の見直し等の施策を既に講じてきたところでありまして。

そして、社会保険料については、高齢化等に伴う社会保障給付の費用が増加する中で、国民皆保険の維持にどうしても必要な費用を賄うため、保険料の引上げを行つてきたところであります。他方、比較的低所得の方々が国民年金や国民

健康保険等の保険料については、所得に応じた免除や軽減の仕組みを設け、必要な支援を行つてきました。

また、例えば、基礎年金、国民健康保険等に係る給付費用の半額は税金で、これは御承知のとおりであります。賄われておりまして、さらに、所得が低く税金を負担していない、あるいは少額の負担にとどまる場合でも各種の給付を受けることができるなど、受益と負担をあわせて考えることが重要であると思ひます。

いずれにいたしましても、個人所得課税や社会保険料のあり方については、経済社会の情勢の変化等も踏まえながら、今後とも不断に検討を行つてまいりたいと思ひます。

○宮本(徹)委員 所得再分配機能の回復の観点から最高税率を引き上げたとおっしゃいましたけれども、所得再分配機能を本気で回復するんだつたら、逆進性の強い消費税増税というのは全く反対のことをやっているじゃないですか。

総理、消費税をどんどん引き上げて、高額所得者の税率を引き下げたというのは、この三十年間なんですよ。これを本当に正すということだつたら、消費税増税はやめるべきだということ強く申し上げて、質問を終わります。

○坂井委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

総理、短うございますので、早速質問させていただきますけれども、総理は、リーマン・ショック級のことがない限り、この秋に消費税を一〇％にされるというお話をされてきました。現にもう法律もありまして、何事もなければそういうことだと思ひますけれども、総理の認識として、現時点、きょうはもう三月一日ですが、現時点でリーマン・ショック級の事態が起こつてお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 足元の経済状況については、通商問題の動向や中国経済の先行き等によるリスクに留意する必要があると思ひます。

が、世界経済は米国を中心に全体としては緩やかな回復が続いておりまして、我が国経済も内需を中心として緩やかな回復が続いている、こう認識をしています。

その上で、リーマン・ショック級の事態については、これまでも申し上げているとおり、例えば世界的な経済危機や大震災などが考えられると申し上げてきたところでありますが、現在のところ、そのような事態は発生しておらず、経済への影響に対して十分な対策をした上で、消費税率を引き上げることができる環境にあると考えております。

○丸山委員 現時点ではそのような状況にない、そして上げられる環境にあるということですが、そうすると国民の皆さんが気になるのは、最終判断のタイミングはいつなのか。これは非常に大事なタイミングです。

先日、官房長官、菅さんは、延期の最終判断のタイミングについては、予算成立が、きょうこの後採決、まず衆議院でされる予算成立が一つの区切りと官房長官は御発言されています。

また、きょうは税法です。この税法も通って、そして予算も三十日ルールで自然に成立すれば、三月末には成立することになる。そうすると、それに基づいて民間も契約が行われますし、万が一、その中で、例えば報道等がありますと六月とかに中止決定となったら、これはもう大混乱が起きるのが目に見えていると思いますし、正直、国会に身を置く者として、予算の減額補正をやるのか、若しくは税法改正をやるのか考えたら、やはり数カ月かかるわけですよ。二月、三カ月かかる。正直、私としては、もはやそのタイミングも過ぎていますし、まさか、税法そして予算がきょう通る、衆議院を通過見込みの中で、この後、タイミングとしては、最終判断はもう過ぎていいるなと私は思うんですが。

総理、官房長官は予算成立が一つの区切りと発言されています。総理はこの最終判断のタイミングについてどのようにお考えか、お答えくださ

い。

○安倍内閣総理大臣 委員が御指摘の菅官房長官の発言は、消費税率引上げの対応策を盛り込んだ予算案や税制改正法案が国会で成立をすれば一つの区切りになるという趣旨で発言したものと承知をしております。また、消費税率については、リーマン・ショック級の出来事が起こらない限り、法律で定められたとおり本年十月に一〇％に引き上げる予定でございます。

そして、御指摘の、引上げ延期を行う、もしそうなったかどうかという政治判断の話なんだろうと思うわけですが、仮にリーマン・ショック級の事態が発生し、そのときの政治判断において増税を延期することとなれば、法改正について国会で議論をお願いすることになるだろう、こう思います。

御指摘の時期については、発生した事態の状況等を踏まえて判断することになるため、予断を持って申し上げることはできないと考えております。

○丸山委員 ただ、総理、物理的に、例えば、十月から引き上げるわけで、九月にそういう事態になったとして、引上げを延期できるかということ、非常に厳しいと思います。正直、今の段階で、逆に、そのタイミングで中止になると、余計に混乱が生じ得ると思うんです。物理的な、判断、対応の限界は当然あると思いますし、当然、予算を今回、今審議している、そしてこの税法だつて今審議していますが、この税法は消費税を前提に議論をしているわけですね。そういう意味では、タイミングとしてはもうこれ以上引き延ばすわけにはいかないし、総理がおっしゃる、いつでも、不断のというのは限界があると思うんです。

国民の皆さんに、このあたり、しっかりと、不安を与えないように御判断いただきたいと思いが、総理として率直に、国民の皆さんに、この判断について、タイミング、もう一度わかりやすい形で御説明いただけますか。

○安倍内閣総理大臣 現在のところ、そういう

リーマン・ショック級の状況、出来事が起こること、予測される状況ではない、こう思っております。

もちろん、大地震ということ等についてはなかなか予測がつかないものでございますが、経済においては、今申し上げた、我々が認識を持っているわけでございます。

政府としては、本年十月の消費税率引上げに向けて経済運営に万全を期していきたい、こう考えておりますが、先ほど申し上げましたように、仮にそういう判断をするときには、これは総合的に判断をしていくことになるわけでございますが、法改正については先ほど申し上げたとおりでございます。いずれにいたしましても、それが必要になるということなんだろう、こう思っているところでございますが、時期については、発生したときの事態の本身、状況等については、踏まえて判断することになるわけでございますので、今の段階であらかじめそうしたものを予断を持って申し上げることはできないということでございます。

○丸山委員 つまり、総理としては直前でも可能だとお考えだということですか。

○安倍内閣総理大臣 直前……（丸山委員）十月です（と呼ぶ）十月ですね。それは、今申し上げましたように、法改正は必要なのでございますから、国会で御議論をお願いすることになるということでございます。

○丸山委員 そういうことであれば、それ相応の時間が必要ですよ。だから、いずれにしろ、直前にはさすがに無理だということお考えは、認識は同じゅうしていただけたということですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、事態の本身、あるいはどの時点かということにもよりますので、今ここで確たることを申し上げることはできないというところは御理解をいただきたいと思います。

○丸山委員 でも、大体の総理のお考えが見えてきてはいますが、明言はされませんが、これはか

りお聞きしても同じようなお答えになると思いますが、続きにつなげていきたいんですが。

やはり、今回の税法を見たいと余りにも複雑だと思えます。予算委員会でもいろんな議論がありました。ポイント還元によつて最低三％、今、消費税率八％なのに三％ポイントになる。一方で一〇％のものはあるし、さんざん私も言っています、なぜか新聞が税率八％になる。非常に複雑になると思いますけれども、これは国民の皆さんから多く、総理もお聞きになっていると思います、複雑じゃないですかというお声。これに対してどう御説明されるか、もう一度、最後にきちんと総理の口からお伺いできますでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 まず、この軽減税率制度は、ほぼ全ての人が毎日購入している食料品等に限定して税率を八％に据え置くことによつて、消費税率の逆進性を緩和しつつ、買物の都度、痛感の緩和を実感できるという利点があります。そういうことから、低所得者への配慮として実施するものであります。

また、政府としては、制度の円滑な実施に向けて、具体的な事例を紹介したＱアンドＡを公表するほか、約五万回の事業者向け説明会を開催し、延べ百四十五万程度の事業者が参加するなど、周知、広報に取り組んでいるところであります。

また、ポイント還元については、前回、八％への引上げの際、予想以上に消費の低迷を招き、その後の景気回復にも力強さを欠き、中小・小規模事業者は大企業に比べて体力が弱く、競争上の不利もあるといった点を踏まえ、中小・小規模事業者に限定した上で、消費を下支えするため限定的に実施するものであり、税率がこれは複雑になるわけではないと考えております。

今回の実施に当たっては、ポイント還元の対象となる店舗に還元率を明記したポスター等を張り、消費者の皆さんが一目でわかる工夫を講じる考えであります。さらに、キャッシュレスの決済事業者とも連携しながら、中小・小規模事業者、消費者双方に積極的に広報を行ってまいります。

いずれにいたしましても、今回の消費税率引上げへの対応には、引上げ前後で事業者が混乱が生じないよう、また、消費者が安心して購買できるよう、積極的な広報により各施策の周知徹底を図ってまいります。

○丸山委員 総理、ただでさえ複雑な、今総理は、きちんと周知を図っていく、広報が大事だという話をされましたけれども、先ほどのに少し戻りますが、万が一、消費増税の延期という話になったら余計大混乱ですね。今の総理の御回答であれば、恐らく、混乱が生じないようなタイミングでは決まるんだと。つまり、例えば延期に関しては、混乱を生じさせるようなタイミングでは延期はしない、そういう御回答ということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 いずれにいたしましても、我々としては、まず、経済の状況等も含めまして、円滑に消費税を引き上げる状況をつくっていききたい、このように考えているところでございます。

また、その判断時期等については、先ほど申し上げたとおりでございますが、リーマン・ショック級の出来事がない限り、我々は法律にのっとり税率を八%から一〇%に引き上げていく考えであります。(丸山委員)「混乱のないタイミングかどうかです」と呼ぶこれは、混乱のないタイミングというのは、先ほど申し上げましたように、その時期や事態等によりしますので、今、どういう状況が混乱に当たるかとかということについても明確に答弁することについては、それは困難であるということ御理解をいただきたいと思っております。

○丸山委員 いずれにしても、混乱が生じないような最終判断をいただきたいというふうに思いますが、やはり、総理、最後に聞きたいのは新聞の件です。

軽減税率、総理、予算委員会、テレビ入りでもお聞きしましたが、なぜか新聞だけ外形判断されているんですよ。書籍は外形の判断じゃなくて有害指定云々の話があるんですけども、これは何

で外形なんですか。総理、そのままお読みになるんじゃないくて、なぜ新聞だけ外形の判断なのか、明らかに矛盾なんですから、それについてどうお答えになるのか、お願いします。

○安倍内閣総理大臣 軽減税率制度は、消費税率引上げに伴う所得の低い方々への配慮として、食料品等を対象品目として、法律において明確に定め、実施するものであります。

食料品については、食品表示法に規定する食品であって、人の飲用又は食用に供されるもの、又は新聞については、週二回以上発行され、定期購読契約されているものとしており、現状において、軽減税率の適用される物品については、外形的な基準に基づきその対象を定めているところでございまして、いずれにいたしましても、新聞については、その購入の実態に着目をし、逆進性緩和の観点から軽減税率の対象としていることを御理解いただきたいと思います。

○丸山委員 時間が来たので終わりますが、なぜ外形かは全く説明いただけませんし、極めて矛盾のある税制だと申し上げまして、終わります。ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 よろしく願っています。一番小さな会派でありますけれども、他の党の御配慮をいただいて、均等割の十二分をいただき

ました。限られた時間ですので、早速質問いたしますが、平成という時代を税財政の面で振り返ったときに、私は、消費税の呪縛との戦いだったというふうに思います。

昭和においても、大平内閣、中曽根内閣、それぞれ一般消費税、売上税、構想はありましたけれども、頓挫をしました。

平成元年の一月八日、曲折を経ながら、竹下内閣で消費税三%が導入され実施されました。その後、八%まで上げるまでに三十年かかったわけ

であります。歴代政権それぞれの立場で御苦労があったと思

いますけれども、私は、どうしても、消費税は政権の倒れることにつながりかねない、そういうおびえが常にあったんだろうというふうに思っています。それが先送りも続けてきた一番の要因だというふうに思っています。

私は、社会保障と税の一体改革を通じて、三党合意で与野党が未来の世代に責任を持つために、ネクストエレクトションよりもネクストジェネレーション、そういう合い言葉のもとで、お互いに責任を持ち合うことによってその呪縛を解こうとしましたが、残念ながら、また呪縛が出てきているように思えてなりません。

安倍総理は、八%実現までは実施をされました。今度、十月一日の一〇%引上げに際しては、残念ながら呪縛にとらわれていると思うんですね。それは、堂々と、国民の皆さんに何のために御負担をお願いをするかという王道からそれて、むしろ、ばらまきをたくさんやってみようかということによって、私はその呪縛に取りつかれているというふうに思っています。私は、これは将来にわたって大変悪い癖を残すことになると思うんですね。

平成三十一年度で、消費税の引上げで増収の見込みが約二兆円、一方で、先ほど話題になつていたポイント還元であるとか、あるいは住宅ローンの減税の拡充であるとか、国土強靱化とか、さまざまな対策が講じられますが、これを全部合わせると二兆三千億円。私は、過剰なばらまきだというふうに思います。

これによって、社会保障の充実、安定と財政健全化のためなら増税もやむを得ないと思つていた人たちのその気持ちに裏切ることになり、何のための増税か、政策に対する根源的な不信が生まれると思つていますが、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 何のための増税かといえ

ば、それは増税を上げていくためです。しかし、ただ税率を上げればよいということではなくて、経済が腰折れして、デフレが再び、今

デフレではないという状況をつくり出しました。再びデフレ経済に陥り、成長が鈍い、あるいはマイナス成長となつてしまつては、これは元も子もないわけでございます。

それは、まさに、税率を上げたにもかかわらず、残念ながら税収は上がっていないということにもつながっていくわけでございますし、多くの人が職を失い、あるいは若い人たちが職を失いながら未来を見ることができない、つまり、就職がなかなかできないということにもつながっていくわけでございます。やみくもに税率を上げるわけにはいかないのは当然のことであらう、こう考えております。

税率を上げていく上においては、いわばそういう状況をつくり出すことが極めて重要になつてくるわけでございますし、しっかりとデフレではないという状況をつくり、そして経済を上向きにしていく中におきまして税率を上げていく。まさに、アベノミクスの効果によって、我々は税収をまず三%引き上げる状況をつくり出すことができました。

その次に、更に二%引き上げる上におきましては、三%引き上げた際に相当、駆け込み需要もありましたが反動減もあった、そして、残念ながら景気は回復をそう簡単にはしなかった。のみならず、経済の成長においても、一回伸びて一回落ちただけではなくて、伸び方も鈍くなるという問題があつた中においては、この対策に万全を期していくことは当然のことであらう、こう思つて

いるところでございます。

これは、本会議でも総理に質問をして、お答えをいただきましたけれども、税制というのは、あるべき姿というのは、まず簡素であることです。しかし、軽減税率に加えて二ポイント、五ポイントの還元が加わることによって、一〇パー、八パー、六パー、五パー、三パー、これだけ複雑な税率になる。簡素からかけ離れる。

歳出項目でありますけれども、ポイント還元というのは税制をゆがめるんですね。加えて、カードを持っていない子供やお年寄りが増税になり、そして、カードを持っていない人たちにとつては減税になるかもしれない。これは、逆進性を助長するというふうに思います。その意味では、税制の中立公平、この観点からも失格だというふうに思います。

このポイント還元について、委員会で私は随分いろいろ質問しました。経産省が主に答弁をしたんですけれども、驚いたことに、例えば、いまだに中小・小規模事業者の要件というのはまだ固まっていないんです。ポイント還元の対象が決まっていない。商品の対象も決まっています。たばこはどうなんですとかという質問がありましたけれども、まだ決まっていないと言っていましたね。いろいろ不正が起る可能性もある。ポイントの転売がされる可能性もある。そういう不正防止に対する対策もまだ決まっていない。ほとんど検討中でした。

こんな複雑な施策に二千七百九十八億円も血税を使うというのは私は許されないと思いましたね。私、財務大臣は何でこれを認めちゃったのかと思いました。この議論をやっていたら、麻生財務大臣からは、今の話を聞いていて率直に言つて大丈夫かなという本音がばるっと聞こえたんですね。何でもこんなことが起こったのか。麻生大臣おっしゃいましたけれども、このポイント還元というアイデアは十二月七日に聞いたと言いました。よく練っていないんです。制度として練り上げていない、そんなものに約三千億円も使われる。これはまさにばらまきじゃないでしょうか。

私は、過ちを改むるにはばかることなれという言葉がありますが、この愚策は撤回すべきだと思いますけれども、総理の御所見をお伺いいたします。

○安倍内閣総理大臣 消費税の引上げ後、大企業は自己負担でセールの実施できるのに対して、中小・小規模事業者は大企業に比べて体力が弱く、競争上の不利があるわけでございます。前回消費税を引き上げたときには、いわば消費税率還元セールのようなものをしないような、そういう指導をしてきたわけでございますが、例えばヨーロッパにおきましては消費税率を引き上げても反動減等々駆け込み需要というものが非常に山が小さいのはなぜかという中におきましては、小売店等がそうしたままに消費税が引き上がる前に少し値上げをしたり、あるいは後に値引きをしたりということをしているということもありますから、今回はそういうことも可能にしていこうということにしたのでございますが、その際、今申し上げましたように、大型店、大企業は体力上それができるけれども、競争上不利になる。

こうした点を踏まえまして、今回は中小・小規模事業者に限定了らで、消費をしつかりと下支えするため、大胆なポイント還元を実施することとしたものであります。今の段階ではまだ決まっていないという御指摘がございましたが、これはいづれ経産省の方においてしっかりと見解が示されるものと思っております。

今回のポイント還元では、誰でも簡単に加入できるプリペイドカードなど多様な選択肢を用意することで、クレジットカードを持たない方々も含め幅広い消費者がポイント還元のメリットを受けられるようになるわけであります。QRコードなどはカードがなくても手数料もなしで簡単に使うことができるようになるわけでございます。

また、中小・小規模事業者は雇用の七割を支えるまさに日本経済の屋台骨でありまして、今回の大胆なポイント還元によって中小・小規模事業者の売上げが大きく伸びれば、従業員の方々の所得

拡大など裾野の広い波及効果も期待されると考えているところでございまして、そうした考え方から、今回、導入をさせていただくわけでございまして、

また、キャッシュレス決済については、これは世界の大きな流れがあるわけでございまして、中小・小規模事業者の皆様もこの流れの中で今回導入ができるように、国としてもしっかりと支援をしていくということでございます。

○野田(佳)委員 今は思いつきの政策の問題を申し上げましたけれども、思いつきと同時に思い込みというの弊害がありまして、その思い込みの弊害というのは、私は、デフレは貨幣的な現象であると国会で総理が明快に確信を持って答弁されました、その思い込みから始まった異次元の金融緩和は異次元の副作用をもたらすだろうと思えます。金融の出口を見つめることは私は困難だと思います。そして、財政健全化の入り口に立つことも困難になると思います。

私は、近い将来に、想像のできないような大きなリスクが口をあけて待っているような気がしてなりません。私は、この異次元の金融緩和についても軌道修正していかなければならないと思うし、そうでなければ、後世において、それこそ安倍政権が幻想だけ振りまいた悪夢の政権と言われかねないと思います。

総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○坂井委員長 安倍総理大臣、簡潔にお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 従来から申し上げており、デフレはさまざまな原因があるものの、基本的には物価が継続的に下落する貨幣的な現象であり、デフレ脱却において金融政策が大きな手段であるという考えに変わりはないわけでござい

ます。まさに、二十年以上続いたこのデフレ経済に、デフレではないという状況をつくり出したのは、まさに私たちが進めた、また黒田総裁が進めた金融政策があったからこそ、我々は、もはやデフレ

ではないという状況を早くつくることができたわけでございます。

その中では、例えばGDPにおきましても、名実が逆転していた状況を正常に戻すことができた。それ以外の政策、もしそれをやっていないければいまだに続いていたということになるわけでありますから、それこそ、野田政権のときに決めた消費税率の引上げすらできない状況が続いていたのではないかと、こう思う次第でございまして、まさに、この政策を進めたからこそ、名目GDPは一割以上成長したわけでございまして、雇用においても大きな成果が出ているのは間違いないだろう、こう思っております。

金融政策につきましては、具体的な手法については出口戦略を含めて日本銀行に委ねられるべきだ、こう考えておりまして、私は黒田総裁の手腕を信頼をしているところでございます。

○野田(佳)委員 終わりますけれども、今の金融政策も、自分の任期中に出口を見つめるとか、私は、越権行為のような発言で、日銀を縛っていると思います。そのことだけ強く警告として申し上げます。

○坂井委員長 これにて内閣総理大臣出席のものと質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いたしまして結構でございます。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○坂井委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、順次これを許します。高木錬太郎君。

○高木(錬)委員 立憲民主党・無所属フォーラムの高木錬太郎です。

私は、会派を代表して、政府提出の所得税法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

反対の理由、第一に、今回の住宅ローン控除の拡充、そして車体課税の見直し、ともに、既に

複雑な税制を更に複雑化するものであり、簡素という税制の大原則を大きく外れた改正だからであります。

また、住宅ローン控除拡充と車体課税見直しは、ことし十月に予定する消費税率引上げに対する駆け込み需要とその反動への対策ということでありますが、質疑でも明らかになったように、その効果は判然とせず、極めて限定的と言わざるを得ません。

あわせて、消費税率引上げへの臨時特別の措置でいえば、天下の愚策キャッシュレス決済ポイント還元は、質疑で聞けば聞くほど、中身が実にいかげん、一部の特定の企業だけばらもようの疑いあり、こんなことに巨額の税金を本当に使っているものか、多くの委員の皆さんが問題意識を共有したところかと存じます。

そもそもでいえば、戦後最長の景気拡大局面と政府は言えども、その恩恵のない、あるいは実感が全く得られない国民の日々の暮らし、消費、需要がともに伸び悩むという現下の日本経済全体、そして、中国経済の動向始め、世界経済の不確実性に伴う下振れリスク、更に言えば、統計不正によって明るみになりつつある、実は虚像であったアベノミクスの実態を鑑みれば、本年十月に消費税率を引き上げられる景気環境には全くありません。

第二に、研究開発税制の見直しに真にベンチャー企業の支援税制になるのか、非常に疑問であるからであります。

また、研究開発税制を始めとする租特全体については、毎年のように指摘されているとおり、効果を科学的、定量的に分析、検証することが難しく、常に願望を述べるにとどまっている以上、むやみやたらに拡充することは一旦立ちどまり、むしろ、抜本的、根本的見直しを図らなければならぬ時期に来ていると考えます。

第三に、今回の改正には、またしても金融所得課税の見直しが含まれなかったからであります。我が国の喫緊の課題である格差是正のために

も、税による所得の再分配機能強化に本腰を入れて着手しなければならぬとこれまた毎年のように指摘されているにもかかわらず、ことしもナシのついでであります。

以上申し上げましたように、本法案は、公平、中立、簡素、加えて、透明、納得という税制の大原則を無視した、継ぎはぎだらけ、その場しのぎの税制改正であり、国民経済を混乱させることは必定であります。

個人事業者の事業承継税制創設など、一部に必要な改正が含まれていることも認めますが、以上、どうしても看過できない重大な問題を三指摘し、本法案に対する反対の討論とさせていただきます。(拍手)

○坂井委員長 次に、緑川貴士君。

○緑川委員 国民民主党・無所属クラブの緑川貴士です。

国民民主・無所属クラブを代表いたしまして、今、反対の立場から、所得税法等の一部を改正する法律案について討論をいたします。

私たちは、これまで、実質賃金の低下が顕著であること、そしてGDPの民間最終消費支出が横ばいであることなど、アベノミクスの失敗を検証した上で、国民生活重視の経済政策への転換を訴えてまいりました。そうした検証を覆そうと、実質賃金が不正に上方修正されるといった事態がまさか起きることになるとは思いませんでした。

今回の統計不正でより鮮明となったのは、アベノミクスの失敗がいよいよ隠し切れなくなったということです。第一の矢、異次元の金融緩和は、とうとうマイナス金利にまで足を踏み入れ、地銀も大手銀も苦しんでいます。第二の矢、大規模な財政出動により、建設業界もバブルに今は沸いていますが、バブルはいつかはじけるものです。本丸であったはずの第三の矢、成長戦略も、目に見える結果は出ておりません。

国民のためを思うなら、素直にアベノミクスの失敗を認め、政策を転換していただきたい。統計を不正に操作して失敗を糊塗するなど言語道断で

あります。不正を恥じ、不正の上に築かれた歳入法案を撤回して出し直してください。

その際、消費税率の軽減税率制度も撤回するべきです。軽減税率は、高額な財・サービスが購入できる高所得者ほど軽減額が大きくなるなど、不公平を助長します。さらに、事業者に過度な負担を負わせるだけでなく、消費者側にも大きな混乱を招くものであります。

最後に、国民民主党は、国民生活重視の経済政策実現に注力していくことを国民の皆様にお誓いをして、討論を終わります。(拍手)

○坂井委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。日本共産党を代表して、所得税法等一部改正案の反対討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案がことし十月の消費増税を強行するものとなっているからであります。

前回の消費増税以降、消費は落ち込んだままでありました。消費増税を強行すれば、更に消費は停滞し、日本経済に深刻な影響を与えます。

消費税は、低所得者ほど負担が重い税制です。増税により一層逆進性が強まります。その一方で、住民税非課税世帯でない高齢者世帯、単身の低所得の勤労者世帯に対し、逆進性を緩和させる対策はありません。住宅ローン控除の拡大や自動車関連税制の軽減は、購入できる世帯の消費は喚起するでしょうが、住宅を購入できない世帯への支援はありません。

増税対策の目玉であるポイント還元は、キャッシュレス決済を使用しない高齢者などに恩恵がない一方、高所得者ほど恩恵を受けられ、極めて不公平です。中小・小規模事業者の支援をうたいますが、キャッシュレス決済を導入すれば、手数料など、業者に新たな負担を強います。売上増につながらなければ経営が苦しくなるだけです。かといって、キャッシュレス導入を避ければ、ポイント還元制度の存在により、消費者の選択から排除されかねません。ポイント還元は中止すべきであります。

ります。

さらに、消費税率の複数税率化に伴うインボイス導入は、多くの免税業者を苦境、そして廃業に追い込みかねません。住民の暮らしと地域経済を支えている業者を廃業に追い込む税制など、断じて許されません。消費増税は中止すべきであります。

第二の反対理由は、研究開発減税を始め、法人税を空洞化させている租税特別措置など、大企業優遇税制が温存、拡充がなされるからであります。

研究開発減税は、トヨタなど大企業に減税の恩恵が集中しています。内部留保は毎年数十兆円ずつ積み上がっています。今回の改定案では、税額控除ができる上限を現行の法人税額の最大四〇％から四五％に拡充します。巨大の内部留保を積み上げ続ける大企業に減税を拡大するなど、大企業優遇が過ぎます。大企業優遇税制を改め、応分の負担を大企業に求めるべきであります。

なお、本法案には、中小企業の軽減税率の特例措置の延長や事業承継を支援する制度の拡充など、賛成できる内容も含まれますが、以上の理由から、反対いたします。(拍手)

○坂井委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

現在の日本が直面している経済的な課題と、社会保障費の膨張に伴いふえ続ける国債発行額の問題を見れば、やらねばならぬことは明確なはずであります。

やるべきことは、経済成長による税収の確保、ともに並行して身を切る改革をもつて行財政改革を進めることで、無駄のない行政を実現し、財政健全化を進めることです。税制においても、場当たり的な軽減税率や、控除申告の誤りなどが頻発している住宅ローン減税等の複雑な平準化策などではなく、給付つき税額控除など、適正な所得再分配

を行う形での抜本的な税制改革が必要であると考
えます。

本法案の内容に十月の消費税率の引上げに伴う
需要変動の平準化策があります。そもそも政府は
さまざまな景気対策を検討されていますが、我が
党は、軽減税率の拙速な導入には断固として反対
の立場であり、将来に禍根を残すと考えておりま
す。そもそも、二〇一五年に軽減税率を決めた
際、マイナンバーを前提とした給付つき税額控除
の導入も選択肢であったはずであり、マイナン
バーカードの普及を前提とした真に公正な制度の
確立を優先すべきです。

本法律案には、住宅ローンの減税制度の拡充
や、自動車重量税の見直しといった方策が盛り込
まれています。住宅や自動車のような大きな買
物により恩恵を受ける対象は限定的であるだけ
でなく、そもそも人口減少に伴って住宅は余る方
向で、地方だけでなく都市部においても空き家問題
が深刻化している状況にあります。こうした状況
下で果たしてこうした税制が景気対策として妥
当なのか、それ自体がそもそも疑問であります。場
当たりの制度作成で、本来簡素であらねばなら
ないはずの税制がますます複雑さを増すばかりで
す。

一つ一つの例を挙げてみても、今の税制はび
う策の陳列でしかないという批判をせざるを得
ませんし、政治が約束した身を切る改革を執行せ
ぬままに、消費税率を上げ、軽減税率等で更に税
の複雑さを高めることはもつてのほかだというこ
とを改めて申し上げ、所得税法等の一部を改正す
る法律案に反対の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○坂井委員長 これにて討論は終局いたしまし
た。

○坂井委員長 これより採決に入ります。

所得税法等の一部を改正する法律案について採
決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂井委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○坂井委員長 この際、ただいま議決いたしまし
た本案に対し、井林憲君外五名から、自由民主
党・立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主
党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会
保障を立て直す国民会議の共同提案による附帯決
議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。高木錬太郎
君。

○高木(錬)委員 ただいま議題となりました附帯
決議案につきまして、提出者を代表いたしまし
て、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対
する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき
である。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、
経済取引の国際化・広域化・高度情報化によ
る調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな
経済活動の拡大に加え、税制改正、社会保
障・税一体改革への対応などによる事務量の
増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の
実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を
確保するため、国税職員の定員確保、職務の
困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の
確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環
境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避
行為、富裕層への対応を強化し、更には納税
者全体への税務コンプライアンス向上を図る
ため、定員の拡充及び職員の育成等、従来に
も増した税務執行体制の強化に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し
上げます。(拍手)

○坂井委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

た。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂井委員長 起立多数。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求
められておりますので、これを許します。財務大
臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事
項につきましては、政府といたしましても、御趣
旨に沿って配慮してまいりたいと考えておりま
す。

○坂井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂井委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時散会

平成三十一年三月二十八日印刷

平成三十一年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U